

事業所訪問による報告徴収の実施について

山梨労働局では、男女雇用機会均等法（以下、法といいます。）の履行確保を図るため、県内事業所を訪問して、雇用管理の実態について把握するとともに、法に基づき必要な助言、指導等を行っています。

（参考）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。